

岐阜県地方改善促進審議会設置条例

昭和37年3月30日
条例第14号

(設置)

第1条 地方改善を促進するため、岐阜県地方改善促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、地方改善の促進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 地方改善関係者
- 二 学識経験者
- 三 関係市町村長

(任期等)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年7月20日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年7月8日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月30日条例第8号)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後昭和53年11月30日までに任命される委員の任期は、岐阜県地方改善促進審議会設置条例第4条第1項本文の規定にかかわらず同日までとする。